

指定管理者制度導入のための指針（抜粋）

II 指定管理者導入に向けた基本的な考え方

2 導入の時期

2) 直接管理運営をしている施設

市が直接管理運営している公の施設（以下「直営施設」という。）についても、市民ニーズに適合した質の高いサービスの提供とともにコストの削減について再点検を行い、公の施設の設置目的をより効果的に実現し、かつ効率的な管理運営をめざすとともに、市民との協働のあり方について検討のうえ、管理代行が可能な施設については、指定管理者制度を導入する。

なお、直営施設の指定管理者制度導入については、環境を整備のうえ平成19年度以降、順次実施することとする。

再点検の視点

施設の方向性を判断するうえで、

- ① 施設の設置目的が時代のニーズに適合しているか。
- ② 施設が十分に利用されているか（開設日・時間、利用者数等）。
- ③ 施設の管理運営主体が施設の利用目的から判断して適切であるか。
- ④ 使用料、支出額、市負担額が適正か。

により、まず現況を明らかにする。

次に、

- ① 民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあった開館日、開館時間の拡大などが期待できるか。
- ② 民間事業者等に任すことで、コスト削減がはかれる可能性があるか。
- ③ 利用の平等性や公平性などについて、行政でなければ確保できない明確な理由があるか。
- ④ 同様・類似のサービスを提供できる民間事業者等が存在しているか。
- ⑤ 施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能か。
- ⑥ 税負担でなく、使用料や利用料金によって運営を行う収益施設か。

により、管理運営の方向性を明らかにする。

III 指定管理者の選定等の基準

1 選定と公募の基準

選定および公募については、次のグループに類型化のうえ、各施設ごとに実施する管理運営の再点検の結果を踏まえて行うこととする。なお、いずれの場合も施設設置の目的を最も効果的にかつ安定的に達成できると認めたものとする。

- ① 施設の性格および設置目的等に照らし、管理を代行する者を特定することが必要な施設については、指定管理者に該当すると認められる者を公募せずに選定する。
 - ・ P F I 活用により、一定期間管理運営をするものを指定する場合
 - ・ 地域人材の活用など合理的な理由がある場合
 - ・ 専門的かつ高度な技術を有するものが客観的に特定される場合

- ② 施設管理の代行と、それに密接に関連する事業の推進をあわせて代行させることが望ましい施設については、管理を代行をする者の資格等に特別の条件を付け、公募のうえ選定する。
- ③ 民間企業がすでに事業展開している分野で、民間のノウハウの導入により市民ニーズの効率的かつ効果的な実現が期待できる施設については、その円滑な管理運営を行うことができる民間企業等を広く公募のうえ選定する。

公募について

地方自治法および総務省通知では、選定方法は明示していない。しかし、法改正の趣旨が市民サービスの向上と経費節減であることを考えれば、指定管理者の候補者を広く公募し、複数の申請者の中からもっとも適切なものを選定することが望ましいとされている。

ただ、候補者を行政の側で絞り込むことに合理的な理由があれば、公募をしないで特命等により指定することも特段支障はないものと考えられが、この場合においては、公募と明記はしなくても最低申請行為に基づき指定することが適当と考えられる。

2 指定期間

指定期間は、新規指定の場合は4年間、継続指定の場合は5年間を基本とする。

3 利用料金制度

指定管理者制度導入に際し、あわせて利用料金制を導入することにより、自立的経営が図られる施設（市からの財政支援を受けずに採算が見込まれる施設）、あるいは指定期間内に自立的経営が見込まれる施設については、利用料金制度及び承認料金制度の積極的な導入を図ることとする。

利用料金制度とは

地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者が施設の利用に係る料金を収入として収受できる利用料金制度を導入することができることとされている。

この制度は、施設の管理運営にあたり、指定管理者の自主的な経営努力を發揮しやすくし、また、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図る観点から設けられたものであり、その導入にあたっては施設の性格、設置の趣旨等を踏まえ、個々に判断すべきものと考えられている。

承認料金制度とは

公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものであり、施設経営の基本的な要素である料金設定についてある程度指定管理者の主体性を認めつつ、公の施設としての住民の利用に支障を来すことのないよう公的なチェック機能を定めた制度である。

4 条例の制定方式

条例化にあたっては、指定の手續、管理の基準および業務の具体的範囲等について、条例で規定することが必要であるが、これらの具体的内容はそれぞれの施設で異なるため、総則的な条例は制定せず、個別条例ごとに制定する。

5 個人情報保護

利用者の個人情報の適正な取扱いを確保するため、公の施設の条例で明文化するとともに、指定管理者が取り扱う個人情報について、個人情報保護条例に位置付けるものとする。

IV 施設類型別による選定方向

1 公募により指定管理者を選定する施設

既委託施設のうち、民間企業のノウハウ等の導入により市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が期待できる施設については、原則公募により指定管理者の選定を行う。

2 公社等を当面指定管理者として選定する施設

既委託施設のうち、施設の設置目的、利用状況、管理運営の状況、受託団体の設立経緯および組織体制の整備状況等を踏まえ、現段階で公募による指定管理者の選定が困難と認められる施設については、「Ⅱ. 3. 2) 宇治市が出資している公社等の自立的経営に向けた取り組み」等を踏まえつつ、第1回目の指定期間は従来の受託者を指定管理者として選定し、次回の指定管理者の選定にあたっては、原則公募制に移行する。

3 市民に身近な施設

地域住民が専ら利用する施設やすでに地域住民が構成する団体が管理運営を受託している施設など地域コミュニティに関連する施設については、原則地域関係団体等を指定管理者として選定する。

また、これらの施設を市民活動の舞台として捉えて、市民の活動を促進する観点から規則や運用を積極的に見直す。

市民に身近な施設への市民参画と自治組織への業務委託

コミュニティセンター、公民館、公園、生活道路、河川などの親水空間といった市民に身近な公共施設を中心に、運営・管理などへの市民参画の拡充を進めるとともに、コミュニティ意識の醸成やコミュニティビジネスの観点から、地域の自治組織の特性を活かせる分野などにおける業務委託について検討を進める。また、これらの施設を市民活動の舞台として捉えて、市民の活動を促進する観点から規則や運用を積極的に見直す。

4 直営施設および新規開設施設

直営施設で全市を対象とした施設等については、これまでの取り組みの経過や今後の方向等を踏まえつつ、市民サービスの向上や施設の効果的、効率的な運営が期待できるものは、指定管理者制度の導入や全面委託化、嘱託職員化、統廃合など個別に検討を行う。

新規に開設する公の施設については、計画段階から指定管理者制度について検討を行い、原則開設にあわせて指定管理者制度を導入することとする。